

る観光 (7) 気象業務 (8) 倉庫業 (9) 海上の安全および治安の確保 (10) 海難の審判 (11) 捕獲審検所の検定の再審査 (運輸省設置法第3条)に関する国の行政事務を一体的に遂行する責任を負っている。

この任務遂行のため運輸省の有する権限は、同省設置法第4条により数十項目にわたって詳細に定められている。そのうち鉄道に関するものを挙げるとつぎのとおりである。(1) 国鉄および国鉄共済組合を監督すること (2) 公共企業体等労働委員会に対し調停および仲裁を請求すること (3) 鉄道公安職員を指名し、鉄道公安職員の捜査に関する職務を監督すること (4) 国鉄の役員または職員で司法警察職員として職務を行う者を指名する者を定め、およびこれらの者が司法警察職員として行う職務を監督すること (5) 地方鉄道および軌道を免許または特許し、ならびに地方鉄道および軌道の業務に関し許可し、または認可すること (6) 地方鉄道および軌道を助成し、ならびに地方鉄道および軌道に関する補償金の額を決定すること (7) 鉄道財団および軌道財団につき抵当権の設定を認可し、かつこれを登録すること (8) 地方鉄道および軌道の係員の職制および資格を定めること (9) 専用鉄道および索道を免許し、および無軌条電車を特許すること (設置法第4条30号ないし37号) (10) 鉄道・軌道・索道・無軌条電車における運賃または料金に関し認可し、またはその変更を命ずること (設置法第4条44号)。

3 組織 運輸省の長は運輸大臣であって、国務大臣の中から内閣総理大臣によって任命される (国家行政組織法第5条)。その下に特別職たる政務次官1名および事務次官1名が置かれる。その大要は図(次ページ)のとおりである。

(1) 運輸審議会 運輸大臣の諮問に応じ運輸行政に関する重要事項について答申し、また利害関係人の申請にもとづき運輸大臣に必要な勧告をし得る常置機関である。

(2) 内部部局 大臣官房 機密・文書・人事・総合調整等に関する事務を行う。海運局 水上運送事業の監督を行う。日本商船隊再建のための計画造船も担当する。船舶局 造船・サルベージ事業の監督を行うほかモーターボートレースの施行、賠償引当沈船引揚に関することも所掌する。船員局 海上労働者の保護行政のほか海技従事者に関する監督・水先人の試験等も行う。港湾局 港湾の建設・改良・保存・管理・港湾運送事業の監督・倉庫業の助成等を担当する。鉄道監督局 国鉄・民営鉄道・軌道・索道等に関する監督のほか鉄道車両・鉄道信号保安装置等の製造に関する監督も担当する。自動車局 自動車運送事業・自動車道事業・通運事業・自動車整備事業に関する監理行政を行うほか自動車の登録検査・自動車損害賠償保障等の事務を行う。航空局 航空運送事業・航空機使用事業の監督を行うほか飛行場の設置・整備・航空保安・航空従事者の養成等に当る。観光局 運輸に関する観光事業の助長育成に関する事務等のほか外客誘致のための海外宣伝を行う。

(3) 付属機関

運輸技術研究所 運輸技術の試験研究を行う。海技専門学院・航海訓練所・海員学校 船員の養成機関である。航空保安事務所・航空標識所 航空路の安全を確保する。航空大学校 航空従事者の養成機関である。中央船員職業安定審議会・造船技術審議会・海運造船合理化審議会・船員教育審議会・海上航行安全審議会・木船再保険審査会・港湾審議会・鉄道建設審議会・自動車損害賠償責任再保険審査会・都市交通審議会・航空審議会 運輸行政の民主的運営をはかるため設けられ、それぞれの業務に関する運輸大臣の諮問機関である。

(4) 外 局

船員労働委員会 船員の労働保護に任じ、争議に際してはあつ旋・調停・仲裁を行う。捕獲審検所再審査委員会 第2次大戦中捕獲した外国船舶につき捕獲審検所の行った検定を再審査する。海上保安庁 海難救助・灯台・水路業務等海上における保安に任ずるとともに海上犯罪の取締を行う。海難審判庁 海難の原因・責任の所在につき裁決する。気象庁 気象、地象、水象等に関し、観測・調査・研究・予報等を行う。

(5) 地方支分部局 本省に所属し、本省の所掌事務の一部を分掌する(設置法第40・46・51条)。

そのうち鉄道・自動車等陸運関係の行政事務を所掌するものは陸運局であって、地方鉄道軌道・索道・無軌条電車についての免許・許可に関する事務、運転・施設・車両整備・安全保障・事故調査に関する事務、地方鉄道軌道の補助・助成・係員の職制・服務等に関する事務ならびに自動車運送事業、自動車道事業・通運事業に関する免許・認可・許可に関する事務、自動車整備事業の認証、整備工の認定、自動車の登録・検査・損害賠償・保険等に関する事務を所掌する(設置法第51条)。

——運輸省設置法。(小倉三郎)

うんゆじょうきょうほうこく 運輸状況報告 国鉄(自動車線を除く)で取扱う旅客・荷物・貨物の取扱数量および収入を迅速に知り、国鉄経営についての諸般の計画ならびに業務の管理を行う資料とするために鉄道管理局が作製し、支社経由で国鉄本社に提出する報告。すなわち国鉄で取扱う日々の輸送量および収入が、どれほどあるかを知り、取扱数量および収入が国鉄輸送計画に応じうまいっているか否かを比較対照しながら将来の計画を樹立し、さらに業務を改善管理してゆくためのほか、業務成績の記録などの資料となるものである。

運輸状況報告の数量および収入は、国鉄の駅区で取扱った数量および収入、すなわち駅区で乗車・降車した人員・発送または到着した荷物の個数・貨物のトン数ならびに収入した運賃・料金などであって、概算統計の一種である。すなわち取扱高中には国鉄線発私鉄線着の数量を含み、私鉄線発国鉄線着の数量は含まない。また収入中には私鉄線乗車区間の収入を含み、私鉄線発国鉄線着の国鉄線乗車区間の収入は含まない。国鉄ではこれを取扱数量および取扱収入と呼んでいる。この概算統計に対応するものとして精算統計があり、これで国鉄で輸送したすべての数量および純粋の収入を計算している。しかしこの精算統計は、多くの手数を要するためでき上りがおくれるので、国鉄のように日々輸送状況の変化する業務にあっては、迅速に日目の状況をは握し輸送対策を講ずる必要があるため、そのために作られているのがこの運輸状況報告である。この種の統計としては以前に「ヒノホ」という報告があり、駅区→鉄道管理局→本社と電報報告制度により集計していたが、現場に取扱の誤りを少なくする一方手数の軽減を計るため、各種収入日報に統計片という取扱数量らんを付加することとし、駅区・鉄道管理局間は従来の収入日報を利用し、鉄道管理局でこの収入日報を集計して支社に報告し、支社では所管鉄道管理局分を取りまとめたうえ本社に報告することに改正された。

なお、国鉄本社・支社および鉄道管理局においては、これらもとづいて運輸概況を日報・旬報・月報等として作製公表し、関係の向に配付する。

1 報告の内容

運輸状況報告作成の基礎資料は、運輸帳表取扱手続に規定されている旅客・荷物・貨物の各収入日報であって、この各収入日報から毎日公表する国鉄概況日報に掲載する項目を集計して